

後期高齢課より医療機関等の皆様へ

[長寿医療(後期高齢者医療)に係る「増減点連絡書」の取扱について]

レセプト電算処理システム参加医療機関等におけるレセプト増減点内容につきましては、「増減点返戻通知書(様式3-4)」と併せて「増減点連絡書」を送付してまいりましたが、平成21年1月処理から「増減点返戻通知書(様式3-4)」摘要欄のコード表示が、診療行為・薬剤名等表示に変更となりました。

これにより、今後「増減点返戻通知書(様式3-4)」のみで増減点内容の確認が可能となりましたので、平成21年3月以降「増減点連絡書」の送付はいたしませんのでご承知置きください。

なお、紙レセプト請求医療機関等におかれましては、このことに関連する取扱の変更はありません。